

目黒区基幹相談支援センター設置検討課題及び確認事項

(下線部は未検討) 障害者自立支援協議会 資料2
平成30年10月26日

項目	第1回検討委員会のまとめ(平成30年8月2日)		第2回検討委員会まとめ(平成30年10月1日)
	事業内容	現状の確認及び今後の課題	第2回検討委員会での主な意見・確認事項等
①総合的・専門的な相談支援の実施	<p>身体障害・知的障害・精神障害等3障害の相談対応が可能な職員を配置し、各相談支援事業所、地域生活支援拠点、各専門分野の拠点との連携を図る。</p> <p>[専門機関等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害：(仮称)地域移行・地域定着連携連絡会と併行して、情報共有・必要事項検討 発達障害：発達障害支援拠点 高次脳機能障害：高次脳機能障害者支援センター 難病：保健予防課、碑文谷保健センターにて申請→都の難病センターの指定→障害福祉サービスの利用の流れ 障害児：児童発達支援センター、保健予防課、医療的ケア児コーディネーター 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の相談支援事業所間のネットワークを活かし、さらに、関係機関との連携及び情報のネットワークを広げ、障害のある人の地域生活に必要な支援の提供に向けた相談支援機能の強化を担う。 ※情報連携の具体的な方法について要検討 現在、インテークの窓口は複数ある。(障害福祉課、保健予防課等、児童発達支援センター、各相談支援事業所、地域生活支援拠点等) 手帳の有無に関わらず、相談しやすい窓口として、こぶしえんプロムナードの入口近くに設置される予定。 基幹相談支援センターはサービス等利用計画の作成は行わないが、法人として、指定特定相談支援事業所を開設予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害、身体障害、精神障害の3障害に総合的に対応する。 直接個別の相談や初回面接は行わない。(基幹相談支援センターとして窓口は開設しない。) サービス等利用計画の作成は行わない。 法人として、指定特定相談支援事業所を開設予定のため、基幹相談支援センターとの役割の切り分けを明確にする。
	<p>基本は指定特定・指定障害児相談支援事業所において対応困難あるいは複雑な場合、基幹相談支援センターがサポートに入り、関係機関との調整、カンファレンスの設定、進行等調整を行い、複数の関係機関による支援につなげる。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯の支援、家族支援も必要なケース(高齢化対応を含む) 地域移行ケース 区外からの転入(転出)にあたり、特別に対応が必要なケース 広域対応が必要なケース 障害特性への高い専門性が求められるケース 触法ケース 	<ul style="list-style-type: none"> 現状は？ 障害のある人及び家族の高齢化に伴う地域包括支援センター、介護保険事業所等との連携 すぐに支援が必要な場合、短期入所の利用及び地域生活支援拠点等と連携し、緊急対応につなぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会で実施している事例検討は「グループスーパービジョン」の手法を使い、困難な事例について部会員間で検討し、具体的な実践に活かしながら、相談支援員のスキルアップも目指してきた。 行政や相談支援事業所の抱える個別の困難事例等について、関係各所との連絡・調整を行い、それぞれの立場から支援方法や役割分担等について検討できる場を設定し、基幹も参加して事業所をサポートしてほしい。 困難事例を基幹が直接受けてしまうと、すぐ身動きが取れなくなり、必要なときに動けない状態を作ってしまうため、個別に直接受けけない方が良い。 すぐに支援が必要な場合、平日日中以外も含め、地域生活支援拠点等と連携し、短期入所の利用及び緊急対応につなぐ。(24時間365日の受付・対応は地域生活支援拠点が行う。)

②地域の相談支援体制の強化と取り組み

<p>相談支援事業所の後方支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員からの相談対応 困難ケース等必要に応じて、担当者会議同席 困難ケース事例検討会開催 必要な状況で専門知識や実経験のある方をスーパーバイザーとして参加してもらうための調整 計画の検証（必要なケースのみ） 計画立案に係る研修の企画運営 作成中計画相談マニュアル・Q&Aのマニュアル改訂時の担当 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月31日現在 特定相談支援事業者 13事業者 うち 障害児相談支援事業者 6事業者 困難ケース等、相談支援事業所が対応できるように協力する。（基幹相談支援センターはサービス等利用計画の作成は行わないが、法人として、指定特定相談支援事業所を開設予定。） 相談支援部会で実施している事例検討との関係 平成30年3月31日現在 計画作成の実績 総合支援法分 94.9%（セルフ40人/1123人） 児童福祉法分 100%（セルフ117人/501人） 勘案会に出席し、計画立案の視点等研修 本人や家族のエンパワーメントを活かした相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会の事例検討において、医療や生活保護、強度行動障害の理解等専門外の分野について、知識不足のところがある。 緊急時に対応できない状況がある。相談支援事業所で、対応は困難である。 個々の困難さや課題への支援について、具体的に必要な連携を図るためのシステムを作っていくのはどうか。そのためには、マネジメント力が不可欠である。 基本相談から計画につながらない部分についての対応を委託の相談支援事業所が対応している。長期的サポートや、短期・集中的な関わりは、基幹にサポートして欲しい。 基幹が単独では抱え込まず、事業所をサポートする立場で、対応する。
<p>人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成研修の企画運営（ファシリテーター） （支援の質の向上に向けた研修内容ニーズの把握） 交換研修・インターンシップの受け入れ等 指導者養成研修への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成に向けた研修（相談対応、各種障害福祉サービス事業にかかる支援力等の向上） 研修内容および区内受講対象者数により、東京都主催の研修の利用と、区内で実施する研修（事業所スタッフ等がより多く参加できる研修等）の分担 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援力を高めるための、福祉人材育成に向けた研修の立案、運営をしてもらう。 介護事業所連絡会の中で実施している学習会をオープンにして、障害分野の事業者も参加し、共生型に向けて、高齢分野と障害分野をお互いに学びあうのが効率的ではないか。基幹や拠点のかかわり、研修のテーマを提案してもらいたい。 忙しいからこそ、効率的・合理的に一番効果の高い方法を模索して欲しい。
<p>協議会関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局機能の分担 研修の企画運営 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局機能を役割分担し、運営会議や本会には参加する。 自立支援協議会から障害者計画について提言を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局機能の役割を障害福祉課と分担し、運営会議や本会に参加する。

<p>当事者活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターによる相談支援の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害、難病、高次脳機能障害、発達障害、知的障害各々障害ごとにピアポーターの歴史や背景は異なる。 ・障害者雇用率の問題に係る部分もある。 ・精神障害の場合、ピアサポーターが地域移行に向けた当事者への支援を行っているところもある。 ・以前から依存症の回復者が職員として活躍している。
<p>行政・関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との役割分担の明確化 ・福祉分野以外（教育、医療、保健、就労、住宅等）との連携 ・権利擁護センター、虐待防止センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の委託業務であり、障害福祉課との役割分担を明確にしていく。 ・ライフステージに応じた支援体制を構築するため、保育・子育て支援・教育・福祉・保健医療・介護等の関係機関との連携が必要であり、区では、地域福祉審議会、自立支援協議会、障害者差別解消支援地域協議会、医療的ケア児関係機関連絡会等において連携を進めている。今後はより具体的な場面での連携が必要である。 ・相談支援での現状は？ ・<u>ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等の連携は障害者就労支援センターが担っている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課との具体的な役割分担はこれから検討する。 ・虐待のリスクのある家庭に対し、虐待に至る前に状況を把握しながら、予防的に見守りや必要な支援を行い、未然に防いでいくことが必要である。その役割を持ってもらいたい。
<p>③ 地域の促進 の移行・地域 の取り組み の推進</p>	<p>地域相談支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行・地域定着支援に係る基幹相談支援センターの位置付け及び具体的な業務内容等（役割、サポート等）について ・住居サポート事業の活用支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）地域移行・地域定着連携連絡会との連携が必要 ・連絡会の報告を受けて検討 ・<u>住宅課による民間賃貸住住宅の情報提供、家賃等債務保証制度の実地（利用方法等の情報を各事業所に周知）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の地域移行・地域定着の実績が年に数件に留まっている。 ・長期入院をされている方の地域移行への支援を基幹に協力してもらえないか。相談支援事業所だけでは、対応しきれない。
<p>④ その他</p>	<p>情報発信・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民への周知活動やリーフレット等の作成（広報発行、ホームページ開設・運営→区のホームページからもリンク） ・相談支援に関する制度の情報提供（今さら聞けない悩み相談等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等の認知度を高めるため取り組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に向けて、メールリストによる情報の発信や関係者への情報共有をしてもらい、連携の基盤を形成してもらうこともできるのではないか。